平成２７年（フ）第５１７号
東京都八王子市横川町870番地１サンハイムフジＣ棟102号
債務者　古谷　建一
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第５１２号
大阪府岸和田市下池田町１丁目15番27号ＧＳ岸和田403号室
破産者　西村　直樹
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第８４号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地24棟504号、前住所大阪府岸和田市土生町２丁目16番10―406号
破産者　日浅誠太郎
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２３８号
奈良県吉野郡東吉野村大字小579番地
破産者　盛口　清平
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２５９号
徳島市八万町内浜120番地の３　城南コーポ605号室
破産者　政平　崇志
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６３９号
北海道北広島市新富町西４丁目４番地11
破産者　佐藤　雅彦
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６７２号
札幌市西区平和２条８丁目９番１―303号
破産者　柿沼　義則
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３号
大分県佐伯市鶴見大字吹浦1574番地１
破産者　仲矢　茂雄
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２７年（フ）第１５７号
鹿児島県鹿児島市西陵２丁目40番６号（コーポ上野101）
破産者　四反田正人
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第５１号
北海道室蘭市母恋北町３丁目１番10号
破産者　嘉山　雄翔
1　決定年月日　平成27年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第６０号
北海道白老郡白老町字北吉原668番地254
破産者　樋口　雅美
1　決定年月日　平成27年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第３５号
広島県廿日市市廿日市２丁目７番33号
破産者　樽谷　久枝
1　決定年月日　平成27年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第３１４３号
大阪市中央区島町１丁目１番３号
破産者　サンエッチ株式会社
1　破産債権の届出期間　平成27年11月24日まで
2　一般調査期日　平成28年１月18日午後２時
平成27年10月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３４３号
大阪府岸和田市西之内町21番12号
破産者　立山　信輔
1　破産債権の届出期間　平成27年11月24日まで
2　一般調査期日　平成28年１月18日午後２時30分
平成27年10月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０５号
神戸市兵庫区永沢町３丁目２番15号　峰松マンション102
破産者　小寺　昌實
1　破産債権の届出期間　平成27年11月24日まで
2　一般調査期日　平成27年12月22日午後２時30分
平成27年10月20日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５０号
長崎県長崎市田中町207番地１サンシャイン東望506号室、破産手続開始決定時の住所長崎県諫早市栄町２番11　アエル栄1302号
破産者　藤川　和利
1　破産債権の届出期間　平成27年11月26日まで
2　一般調査期日　平成27年12月16日午後２時
平成27年10月22日
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第２８０８号
大阪府茨木市駅前２丁目１番26号　カーサ・ブリランテ701号
破産者　遠藤　　桂
1　破産債権の届出期間　平成27年11月27日まで
2　一般調査期日　平成28年１月21日午後２時30分
平成27年10月22日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４１１号
京都市右京区梅津大縄場町６番地の６　嵐山ロイアルハイツ４―106
破産者　佐伯　謙二
1　破産債権の届出期間　平成27年11月30日まで
2　一般調査期日　平成28年１月20日午前10時45分
平成27年10月22日
京都地方裁判所第５民事部破産係